

新年度が開始しましたが、いきなりのトランプ関税で世界が混乱しているところです。とはいえ、大阪万博も始まり、世界の目が少しは日本に集まり、いい流れが生まれてくれることを祈っております。



今月のブログのまとめ

◆相続の準備メモ：税金関係について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。
今回のテーマは、「相続の準備メモ」税金関係編です。



◆相続時精算課税制度適用者へのお知らせについて

相続時精算課税制度を使って財産を贈与されている場合、税務署から相続人に対し、お知らせを送る取り組みが始まりました。
この試みは、東京国税局管内のみとなっています。



◆2026年4月1日から不動産所有者の住所・氏名の変更登記が義務化となります。

所有者不明の土地が増える中、不動産所有者が引っ越しや婚姻等で住所や氏名が変わった場合、登記変更も2年以内に行う必要があります。



所得税の基礎控除が増えます！

昨年末に発表された税制改正大綱についてはお知らせしましたが後日談。
年始から少数与党は、税制改正を修正しながら国会運営を余儀なくされています。
2025/2/10に当初の税制改正法案を提出するも、その後に修正し、3/31参議院を通過ということで決着しました。

修正された項目の中には所得税の基礎控除の見直しが含まれており、**以下の通り基礎控除額が増加することになります**。この改正は令和7年以降に適用になりますが、源泉徴収税額表で変更後でないと月次給与では効果がでません。サラリーマンが大きく恩恵を感じることができるのは、今年の年末調整になりそうです。

参考：サラリーマンの場合 (給与の額面収入)	所得金額 (給与所得控除後)	基礎控除			
		改正前	当初 改正	追加 修正	結果
～200万円	～132万円以下	48万円	+10万円	+37万円	95万円
200万円～475万円	132万円超～336万円以下			+30万円	88万円
475万円～665万円	336万円超～489万円以下			+10万円	68万円
665万円～850万円	489万円超～655万円以下			+5万円	63万円

この上乗せはR7/8の2年間のみ

毎週土曜日
無料の税金相談もやってます
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

(編集長：市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館
電話：06-6356-3366/FAX：06-6356-3376